

教育電話相談員（会計年度任用職員）の職務内容及び主な勤務条件（予定）

項 目	内 容
職 名	教育電話相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿4-6-1
職務内容	(1) 幼児、児童・生徒の教育上の問題に関する電話相談対応 (2) 高校の進級、進路、入学、転編入学等に関する相談及び情報提供 (3) 青少年リスタートプレイス事業に関すること。 (4) 相談に関する統計処理業務、関係機関リスト作成及び資料整理等 (5) その他、上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間1時間あり）とし、平日及び土日祝日の勤務とします。また、勤務可能な曜日が平日に概ね4以上あることが必要です。 ①から③までの交替制勤務とします。 ①平日A勤8:30～17:15 ②平日D勤12:30～21:15 ③土日祝日A勤8:30～17:15 都において2つ以上の会計年度任用職員の職に任用される場合、勤務時間は任期を通じて1週間当たり31時間以内とします。 原則、超過勤務はありませんが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合があります。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与します。
報酬	月額 201,600円 ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給します。 ※ 通勤手当相当額を別途支給します（支給限度額があります。）。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合があります。
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入します。 社会保険：地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、共済組合、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。 健康診断：常勤職員に準じて実施します。 公務災害：対象となります。

○ 上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。